

一般社団法人 福岡県言語聴覚士会 会費規程

(目的)

第 1 条

この規程は、一般社団法人 福岡県言語聴覚士会 定款第 8 条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第 2 条 会費は、次の通りとする。

正会員 年額 7000 円

賛助会員 年額 7000 円

名誉会員 年額 免除

(会費の納期)

第 3 条 会費は、当該事業年度末日までに納入しなければならない。

(途中入会)

第 4 条 事業年度の中途に入会した正会員および賛助会員の当該事業年度の会費は、入会承認月 が 4 月から 12 月までの場合は年額の全額とし、翌年の 1 月から 3 月までの場合は 2000 円とする。

(会費の返還)

第 5 条 既納の会費については、返還しない。

(会費の滞納)

第 6 条 会費を 2 年以上滞納した場合は、定款第 9 条により退会となる。

(再入会)

第 7 条 前条によって退会となった会員が、再び入会しようとする場合には、入会手続きを行い、滞納額を納めるものとする。

(規程の改定および廃止)

第 8 条 この規程の改正および廃止は、理事会の承認を必要とする。

附則 1 この規程は令和 2 年 月 日から施行する。